

令和7年4月28日

神戸市域地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

令和7年4月25日に、神戸市域地区のタクシー事業者から運賃改定要請（申請）が提出されましたのでお知らせします。

●神戸市域地区（令和7年4月25日現在）

要請状況	申請件数（件）	申請車両数（両）	申請割合（％）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和7年4月25日	1	26	0.56	4,635
（3ヶ月経過日） 令和7年7月25日				

【神戸市域地区】…兵庫県神戸市 芦屋市 西宮市 尼崎市 伊丹市 宝塚市  
明石市（魚住町瀬戸川以東に限る。） 川西市 川辺郡  
大阪府豊中市及び池田市（大阪国際空港内の区域に限る。）

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係  
電話：06-6949-6446